

令和8年広審第10号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a 2
職 名 A一等機関士
海技免許 四級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官渡辺博史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和7年11月12日23時04分半僅か前
山口県祝島南西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A
総 ト ン 数 297トン
全 長 63.70メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、船橋の前部中央に操舵スタンドを、その左舷側にレーダー2台、電子海図システム及びGPSプロッターを、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備した船尾船橋型鋼製貨物船で、船長a1及びa2受審人ほか3人が乗り組み、船舶部品50トンを積載し、船首1.5メートル船尾3.0メートルの喫水をもって、令和7年11月12日16時30分広島県尾道糸崎港を発し、長崎県肥前大島港に向かった。

ところで、a1船長は、a2受審人が船員法上の部門間兼務が認められていなかったものの、同人の単独を含む船橋当直を組んでいた。

また、a2受審人は、平成25年3月に航海及び機関の両海技士免許を取得し、内航旅客船に甲板部員として乗り始め、他の内航貨物船で機関部員及び機関士の職務を経てX社所属の貨物船に一等航海士、機関長又は一等機関士として乗り組み、本件発生海域の航行経験が約50回あった。

a2受審人は、21時15分昇橋し、前直のa1船長から引き継いで単独の船橋当直に就き、1号レーダー、電子海図システム及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、平郡水道を西行して祝島東方沖合に至り、22時34分ハウジロ灯台から049度（真方位、以下同じ。）3.0海里の地点で、針路を267度に定めて自動操舵とし、11.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a2受審人は、23時00分半ハウジロ灯台から302度3.2海里の地点で、手動操舵に切替えた後、針路を関門海峡に向く283度とする予定で右舵5度として右転を開始した。

a2受審人は、23時01分僅か前ハウジロ灯台から302度3.3海里の地点に達し、船首が283度を向き、祝島南西岸まで

1,070メートルのところとなったとき、自動操舵に切り替えたつもりが手動操舵で右舵が取られたまま、同岸に向かって緩やかに右転を続けている状況であったが、転針後、自動操舵に切り替えたので予定針路どおりに航行するものと思い、ジャイロコンパスで船首方位の変化を確認するなど、針路の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、操舵室から右舷ウイングに移動して喫煙を始め、携帯電話の操作をしながら続航した。

こうして、a2受審人は、祝島南西岸に向かって右転を続け、23時04分操舵室に戻ったところ、至近に迫った同島の島影を認めて手動操舵に切替えるつもりで自動操舵装置を操作し、左舵一杯としたものの、効なく、23時04分半僅か前ホウジロ灯台から306度3.8海里の地点において、Aは、船首が007度を向いたとき、原速力のまま、祝島南西岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の西南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

a1船長は、自室で休憩していたところ船体に衝撃を感じ、直ちに昇橋して乗揚の事実を知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、右舷船首部及び左舷中央部船底外板に破口等を生じ、来援したタグボートに引き下ろされた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、祝島南方沖合において、関門海峡に向けて右転する際、針路の確認が不十分で、同島南西岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a2受審人は、夜間、祝島南方沖合において、手動操舵で、関門海峡に向けて右転する場合、同島南西岸に向かって進行することのないよう、

ジャイロコンパスで船首方位の変化を確認するなど、針路の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、転針後、自動操舵に切り替えたので予定針路どおりに航行するものと思い、針路の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、手動操舵で右舵が取られたまま緩やかに右転を続けている状況に気付かず、祝島南西岸に向かって進行し、同岸に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 7 月 2 3 日

広島地方海難審判所

審判官 高 橋 寿 則